

議 事 概 要

会 議 名	令和 7 年度 第 1 回 徳之島警察署協議会
会 議 日 時	令和 7 年 7 月 29 日（火）午後 3 時～午後 5 時
会 議 場 所	徳之島警察署 2 階会議室
出 席 者	1 警察署協議会側 会長以下 4 人 2 警察署側 署長以下 6 人
<p>【会議概要】</p> <p>1 会議次第</p> <p>(1) 開会</p> <p>(2) 委嘱状交付</p> <p>(3) 会長挨拶</p> <p>(4) 警察署の業務運営に関する説明、諮問及び協議会委員の答申等</p> <p>(5) 警察署に対する意見・要望等</p> <p>(6) その他</p> <p>ア 速度取締りの指針説明</p> <p>イ 鑑識業務体験</p> <p>(7) 閉会</p> <p>2 警察活動事例等紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 7 年度鹿児島県警察運営指針・運営重点の説明 ・ 管内の治安情勢と警察の取組状況の説明 <p>3 意見要望等（要旨）</p> <p>(1) パトカーの駐車について</p> <p>【委員】狭い道にパトカーが止まっているのが邪魔になっています。</p> <p>【回答】パトカーを駐車していた理由については交通取締りのためでした。</p> <p>「狭い道」とは、地区の公民館海側の交差点と聞きましたが、同所で一時不停止の取締りを行っていました。</p> <p>一時不停止取締りの必要性は、当署管内で発生している交通事故の大半が交差点における出会い頭事故であり、この種の事故は交差点の大小を問わず発生しています。</p> <p>そのような状況の中、一時不停止の取締りは、交差点関連の交通事故を未然に防ぎ、また、島民の方に一時停止の重要性を認識していただくためにも重要な取締りです。</p> <p>ただし、取締りが一般車両の通行の妨害となつては、交通安全維持の趣旨に反しますので、交通取締りを実施する際には、「取締り場所の選定は道路幅員や交通量を勘案し、一般車両の通行の妨害となることがないようにするこ</p>	

と」を指導します。

あわせて、交通取締り等でパトカーの駐車位置が通行に支障をきたす場合は警察署に連絡をいただければ確認の上、対応します。

地域住民の方に理解を得られるような交通取締りを継続しますので今後ともご協力とご理解のほどよろしくお願いします。

(2) 小学生の自転車の運転について

【委員】下り坂の歩道を小学生が自転車で暴走している状況があります。

地域から、特に学校へ「夕方は危ないから気をつけるように」と注意をしているが、守られない。実際に接触事故も起きていますと聞きます。

ポールを立てるなど一気に走れないように工夫が必要だと思います。

【回答】令和7年5月末現在の小学生による自転車事故の発生状況です。

県内～人身事故2件、死亡事故0件（負傷者同数）

管内～発生なし

自転車の危険な運転は、自身がけがをする場合もあれば、歩行者等に衝突してけがを負わせ、加害者になることもあります。

自転車と歩行者の衝突事故は、歩行者が死に至ることもあり、その危険性から自転車の交通違反も厳罰化され、取締りも重点的に行われています。

そのほか、自転車事故においても被害者に対する賠償責任が発生し、被害者が死亡した過去の事例では、賠償額が数億円にも上るケースがあり、加害者はその賠償額を一生かけて支払うことになる場合もあります。

「子供による自転車事故だから・・・」で済むものではありません。

危険な自転車事故を防ぐため、交通安全教室を主とした交通安全教育を実施して参りますが、学校、家庭においても同様の交通安全教育を実施していただくため、あらゆる機会を通じて交通安全に関する広報活動を実施し、児童の交通安全意識の定着を図っていきたく考えています。

道路環境等の整備が必要な場合は、道路管理者が対応しますが、お気づきの点がありましたら、交通課に連絡をいただき、警察署から道路管理者にも連絡するなどしたいと思います。

(3) 小・中学校及び高等学校と情報共有、連携について

【委員】小中学校及び高等学校との情報共有、連携について。

青少年非行問題、非行・犯罪予防のための教育機関との情報共有又は連携について教えて下さい。

【回答】警察では、各町ごとに開催される校外生活指導連絡協議会や、3町合同で開催される生徒指導主任等研修会に出席し、管内における青少年の非行の発生状況、補導件数や傾向について説明を行っています。

管内では深夜徘徊中の少年を補導することが多く、深夜における非行の発生もあることから、生徒指導担当教員や教育委員会に対しては、夜間の子どもだけの外出について、生徒や保護者への指導を行うように協力依頼を継続して行っています。

非行防止に向けた連携については、個別に校内における生徒の問題行動等について情報提供を受けた際、各学校の要請に基づき、非行防止講話を実施しています。

最近の例だと、校内において異性に対する性的発言等の問題行動が目立つとの情報提供を受け、駐在所員において性的非行防止の講話を行っています。

また、SNSを使用したトラブルが問題視されている点を踏まえ、学校からの要請により、PTAの保護者を対象としたSNSの使用方法に関する講話を行っています。

(4) 児童虐待・DV等の現状について

【委員】 住民が見聞きした際の通報などがありますか。また、あった際の対応の流れについて教えてください。

【回答】 住民の方々が行為等を見聞きした際に通報がなされることもあります。

第三者からの通報を受理した際の対応については、個々のケースにより異なる点がありますが、共通して言えるのは被害者の保護を最優先とした対応を取ります。

基本的な対応としましては、まず、被害者との接触を図り、無事を確認します。

次に被害者からの事情聴取を行い、被害事実を確認した上で、避難措置の支援や、察でできる被害防止のための支援のほか、加害者に対する事件処理、警告等といった対応を被害者の意向を確認した上で行います。

【委員】 DV等に関して警察と各機関との連携はどうなっていますか。

徳之島から、被害者が他県に行ったりした場合はどうなりますか。

【回答】 警察では、関係する警察署同士で確実に引継ぎを行い、情報を共有します。被害者が他県に避難した場合も同様に両県の警察本部同士で情報共有します。

他機関との連携については、警察から他機関にも連絡して、確実な引継ぎを行い連携して対応します。

(5) パトロール要望、不審者対応について

【委員】 24時間開いている施設があるが、時々、寝泊まりしている人がいるようです。

そのパトロール等はしていますか。

【回答】 パトロールはしています。検問も行いました。

不審者の通報があれば、臨場して対応します。

【委員】 夏休み期間中でもあり、怖いのでよろしくお願いします。

【委員】 公園の東屋で男の人が寝ていた事がありました。

どの様に対応しますか。

【回答】 不審な状況があれば職務質問を行います。

【委員】 他にキャンプ場もあります。役場に届け出をしていない不審者もいます。

【回答】 通報していただければ対応します。

【委員】 住民が怖いと思うこともありますので、よろしくお願いします。

(6) のぼり旗設置に対する謝意

【委員】 交通課に対する御礼です。

先日、横断歩道に関するお願いをしたところ、役場等と連携してのぼり旗を立てていただきました。

ありがとうございました。

備 考	
-----	--